

秋田県公営企業に関し知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和五年三月三十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県公営企業管理規程第二号

秋田県公営企業に関し知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程
秋田県公営企業に関し知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十三秋田県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年秋田県条例第四十九号）第九条の規定に基づき、公営企業に関し知事が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、秋田県個人情報保護条例（平成十二年秋田県条例第百三十八号）第五十一条の規定に基づき、公営企業に関し知事が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 略</p>

附 則

この規程は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年秋田県条例第四十九号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。